

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 附 則 1・2 略 (失効) 3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱に係る補助金について規則第4条の規定に基づく交付決定を受けた者については、初回申請月から36月を経過するまでの間この要綱の規定はなおその効力を有する。</p>	<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 附 則 1・2 略 (失効) 3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱に係る補助金について規則第4条の規定に基づく交付決定を受けた者については、初回申請月から36月を経過するまでの間この要綱の規定はなおその効力を有する。</p>